

## 第10章 計画の推進方策

この計画は、県民が、安心して適切な保健医療サービスを受けることができるよう保健医療提供体制の整備・充実を図るための基本方針となります。

計画の推進に当たっては、県・市町村をはじめ、保健・医療・福祉関係機関、県民一人ひとりが一体となって取り組む必要があります。

### 第1節 保健医療計画の周知と情報提供

この計画の内容は保健、医療、福祉という広範な分野に及んでいることから、県民をはじめ市町村、関係機関に十分な周知を図り、計画に対する理解・協力を得るよう努めます。

インターネットをはじめとした様々な情報伝達手段を用いて、施策・制度の周知に努めるほか、統計データなど各種情報の提供を行います。